

五代端明殿学士に関する二つの問題

河崎章夫

一、端明殿学士の職掌について

唐宋以来乱れに乱れた全中国が分裂しながらも相対的な安定を得たのは、中原における後梁と後唐との戦いが終り、後唐朝も莊宗の末期から明宗朝初期にかけてであった。戦乱に継ぐ戦乱の間は武力一すじで済ませば済むものであるが、一たび世が安定し始めると、それだけでは済まなくなり、やはりそこに文に對する反省が見え始めるのである。今考察しようとしている端明殿学士も実に上記の如き事情の下に生れたものなのである。

さて端明殿学士の職掌であるがその前に端明殿学士の名称そのものについて一言しておこう。端明殿と称されることにより判るように翰林院学士や弘文館学士や集賢殿大学士などと同じく、院なり館なり殿なりでその職務を行う学士であつて宋朝ではこの端明殿の名称が紫宸殿とか觀文殿

とか、文明殿とかに変わったために、紫宸殿学士、觀文殿学士、文明殿学士と称せられているものである^①。

さていよいよ端明殿学士の職掌に入るのであるが、これの本来の職を最もよく示しているのはその設置時における事情である。五代会要は

後唐天成元年五月、勅翰林学士尚書戸部侍郎知制誥馮道、翰林学士中書舍人趙鳳、俱以本官充端明殿学士、非旧制也

として、その割注に

上初登位、每四方書奏、多令樞密使安重誨誦之、不曉文義、於是孔循獻議、因唐室侍誦之号、即創端明殿学士之名、命馮道等為之^②

と記している。資治通鑑は、帝自身文盲だったから四方の書奏を樞密使に代読させたが、樞密使安重誨も亦故事に至

つては解し得なかつた、と述べている。^③ いずれにしても地方からの奏文を完全には理解できなかつたところから、唐朝の侍読に做つて、いわば奏文の代読者となるべき端明殿学士を設置したのである。

ところで五代会要に云うところの唐室侍読とは、玄宗開元三年十月に設けられたものであつて、唐会要卷二十六には、

開元三年十月勅、朕每読史籍、中有闕疑、時須質問、宜選 儒博學一人、毎日侍読、遂命光祿卿馬懷素、石散騎常侍褚无量、更日入。

と記し、唐の侍読とは天子読書時の先生格であつたのであつて、五代の端明殿学士の如く政治に関する四方の奏文を解説するのは性格が根本的に異つていた。

五代に初めて創設された端明殿学士と唐朝侍読との性格の違いはともかくとして、端明殿学士の職掌というものが、本来四方から中央政府に送られた難解な文書に対する解説、代読にあつたことは明白なことであるけれども、実際には本来的な職掌以外に種々様々の職務にたづさわつていたのである。以下史料の羅列になるが端明殿学士が関与した職務をそれぞれ引用しその職域を概観してみよ

5.

五代会要卷十八史館雜錄に

晋天福四年十一月、史館奏、按唐長壽二年右丞姚璹奏、帝王謨訓、不可闕文、其仗下所言軍國政事、令宰臣一人撰錄、号時政記、至唐明宗朝、又委端明殿学士撰錄、逐季送付史館云云

とあり、又同じく史館雜錄に

周顯德元年十月、監修國史宰臣李穀奏、今之左右起居郎、即古之左右史也、唐文宗朝、命其官執筆立於殿階螭頭之下、以紀政事、後則明宗朝、命端明殿及樞密院直學士、皆輟流日歷、旋送史館、以備纂修、云云

とあつて、後唐明宗朝では端明殿学士が唐朝においては宰相が選録した時政記を宰相に代つて選録したり、或は又左右起居郎が職務とする日歷を作り、それぞれ史館に送付していた。

又後唐明宗の天成四年三月に端明殿学士趙鳳が汴州軍州事を権知している。同じく州事を権知する例は旧五代史一百十二後周広順二年五月乙亥の条に

……收復兗州、斬慕容彥超、夷其族、詔端明殿學士顏衍、權知兗州軍州事。

とある。恐らく端明殿学士顔衍は中央政府内にあつて、反乱の鎮定された兗州軍州事に関するあらゆる一般的な事柄を処理したものかと思われる。

端明殿学士は軍州事を権知するだけではなく、府事をも権知している。前記の端明殿学士顔衍が、同じ年即ち広順二年の十二月に後周の京師開封の府事を権知している。そして後周顯徳二年には以前から左諫議大夫として開封府事を権知していた王朴が、左散騎常侍となり端明殿学士に充てられるが、そのまま開封府事を権知することになる。

中央政府に居りながら中央政府以外の軍州事なり府事なりを知することを権知と称するが、端明殿学士は端明殿学士として短期間ではあるが京師から外へ出ることもある。例えば旧五代史卷一百十八唐書末帝紀に

(清泰三年八月) 詔、端明殿学士呂琦、往河東忻代諸屯戍所、犒軍、

とあつて、屯戍所の兵士の慰勞に出かけている。又旧五代史卷一百十八に

(顯徳五年夏四月) 丙辰、太常博士權知宿州軍州事趙

礪、除名坐推剋弛慢也、先是、翰林医官馬道元進状、

訴寿州界被賊殺却男獲正賊見在宿州本州不為勘断、帝

大怒、遣端明殿学士竇儀、乘駅往按之、及獄成、坐族死者二十四人云云

とあつて、端明殿学士竇儀は宿州へ断獄に出かけている。

或は又顯徳六年十二月には同じく端明殿学士竇儀が、唐へ国使として使っている。

更に天子の外征に際しては京師留守に当つたり、副留守となつたり、知西京(洛陽)留守事を兼ねたりしている。

最も吾々が注目させられるのは後晋出帝朝の端明殿学士馮玉である。馮玉は新五代史において「不知書」と称されているに拘らず、「帝驟擢用、至端明殿学士戸部侍郎、与議政事」と伝えられている。

端明殿学士が関与した職務は大体上記のようなものであるが、後唐明宗朝に見られた設置時における本来の職掌とは大へんに異つた多種多様な側面を持つていた。そしてそれらの職務というものが単に官僚としてだけのものではなく、常に極めて政治的な性格を帯びていたと云い得るのである。

「注」

(1) 宋会要稿第六十四册職官七之六

(2) 五代会要卷十三

(3) 資治通鑑卷二百七十五

(4) 旧五代史卷一百十八

(5) 資治通鑑卷二百九十四

(6) 旧五代史卷一百十六に「顯徳三年春正月」辛丑、

以徽南院使向訓為權東京留守、以端明殿學士王朴為副留守、壬寅、車駕發京師」とある。

(7) 旧五代史卷一百十八、に「顯徳五年五月、丙戌、

命端明殿學士竇儀、制河南府、兼西京留守事」とある。

(8) 新五代史卷五十六馮玉伝

(9) 資治通鑑卷二百八十三。

二、端明殿學士の置廢について

——特に天福年間における廃止の年月を中心として——

後唐明宗朝天成元年に設置された端明殿學士は後晋高祖の天福四年四月に廃止され、後晋末帝(出帝)の開運七年七月に復活し宋朝へと引き継がれた。

今ここで問題としたいのは端明殿學士廃止の時期である。旧五代史職官志及び文献通考職官考は天福五年をもつて端明殿學士は廃止されているとする。私が敢て天福四年とする理由を述べてみよう。

一体端明殿學士は前項によつてあきらかなようにその設置の最初から樞密使と密接に結びついていたように、その廃止は必ず樞密使の廃止に係るところがあると思われる。^④

樞密使の廃止については通鑑も新旧両五代史も五代会要も文献通考も皆一致して天福四年としている。これらの書物の中で、端明殿學士の廃止に何らかの示唆を与えるものは旧五代史卷七十八の天福四年四月甲申の条である。即ち

以翰林學士承旨兵部侍郎崔稅、權判太常卿、以端明殿學士戸部侍郎和凝、為翰林學士承旨、樞密院學士尚書倉部郎中司徒詡、樞密直學士尚書工部郎中顏衍、並落職守本官、樞密副使張從恩、改宣徽使、初廢樞密院故也。

とあつて文面には端明殿學士の廃止は出てこないが、文裏にそれを含んでいるように思われる。もちろんここで樞密使と直接関係のあるのは樞密院學士司徒詡と樞密直學士顏衍と樞密副使張從恩とであつて、他の二者崔稅と和凝とは何等関係がなかつたかの如くに考えられる。しかしそう考へることはこの文章をあまりにも機械的に読む故で、実は一つの問題が存在するのである。それは序立から云つても翰林學士よりは上位にある端明殿學士から、何の失敗もな

いに拘らず、なぜ下位にある翰林学士に移つたかということである。これを解明するのは旧五代史卷一百二十七の和凝伝である。即ち、

晋有天下、拜端明殿学士兼判度支、転戸部侍郎、会、端明之職、復入翰林、充承旨、晋祖每召問以時事、言皆称旨、五年、拜中書侍郎平章事云云^⑤

とあつて、端明殿学士が廢された故に翰林学士承旨となつたのである。

且つ端明殿学士が廢されたのは右の文で明らかになよう。天福五年よりは以前で、和凝が翰林学士承旨となつたのはその時だと見えている。だとすると先に引用した旧五代史卷七十八の天福四年四月甲申の条の「以端明殿学士戸部侍郎為翰林学士承旨」という記載から考えあわせて、端明殿学士の廢止は天福四年四月だと云い得るであらう。

次いで端明殿学士の復活の時期であるがはこれについては後晋末帝(出帝)の開運元年六月と諸書一致し、問題はないように思われる。そして以後宋朝へと続くわけであるが、ただ後漢朝においては端明殿学士を廢した記載がないに拘らず、全くその名が現われないのはどうしたことであらうか。各書に廢止されたとも見えない。もし廢されてい

たのであれば後周朝に入つて復活したとあるべきだが、それもないから先ず職としてはそのまま存続したことは間違ひなからう。そうだとすれば職に任ぜられた人がいなかったのかも知れない。更に今一つ考えられることは、端明殿学士の除授は行われたがその勢力の低下から、文献に現われてこないのではないかということである。しかし後唐・後晋・と非常に勢力のあつたものが、急に没落するとも考えられないし、次の後周朝では大へん活躍をしているのだから、その勢力の低下から文献上に現われないとすることはできない。だとすれば除授が行われなかつたと見るのが妥当かも知れないが、猶後考に待ちたい。

因みに宋朝初期の端明殿学士について考えると、「太平興国五年正月、以礼部侍郎程羽充文明殿学士、……中略……文明殿学士即端明殿之任也」と宋会要稿職官七之六^⑥にあつて、太宗の太平興国五年正月に端明殿学士に代る文明殿学士が初めて生れ、それまでには端明殿学士が存在しなかつたように見えているが、東都事略卷三十竇儀伝を見る

(竇儀) 宋興遷工部尚書、太祖謂宰相曰深敵之地当以宿儒処之、范質曰竇儀清介重厚、然己自翰林遷端明矣、

太祖曰、禁中非此人不可、卿当論以朕意、即日再入翰
林為學士

とあつて、端明殿學士は宋朝太祖期に存在し、必ずしも太
宗太平興國五年に文明殿學士（端明殿學士）となつた程羽
を以て始まることはできない。これは宋史職官志も
文獻通考も同じく誤つて程羽を以て最初としている。

「注」

(1) 例えば開運元年の樞密院復活の際にも、旧五代史職
官志は端明殿學士の項に「開運元年桑維翰為樞密
使、復奏置學士」と樞密使の復活と同時になされて
いることを伝えている。

(2) 端明殿學士が翰林學士承旨より序立において
上位だと解せられるのは、五代金要卷十三に「天成
二年正月勅、端明殿學士、宜令班在翰林學士上」と
あるのによるのである。しかしその直後に「令後如
有転改、祇於翰林學士内遷任」とあつてやや端明殿
學士の地位が変化しようであるが、だからと云つ
て、班が同列になつたとも、下位になつたとも見
えない。端明殿學士が必ず翰林學士中から任せられ
ることになつたので、優位性に於て絶対的ではな

くなつたのであろう。

(3) 新五代史卷五十六の和凝伝にも「晋初拜端明殿學士
兼判度支、為翰林學士承旨——中略——天福五年拜中書
侍郎」とあつて、端明殿學士から學士承旨になつた
のは天福五年以前で、五年に端明殿學士が廢された
とする説に対する「反証だと思われる。」

(4) 例えば宋金要稿職官七之六には參知政事宋庠の言と
して「雖久不除授、然班簿儀品並見存」と見えてい
て、除授が行われなかつたこともあつたらしいか
ら、五代においても上記のようなことはあり得ると
思われる。

(5) 宋史職官志にも「太宗初以程羽為之(端明殿學士)」
とある。

(6) 宋史卷二百六十三寶儀伝にもこの東都事略の記事と
同様の記事が見えている。